

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

第 1 0 準 備 書 面

平成29年9月7日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中


被告指定代理人

甲 谷 健 幸 

長谷川 律 

金 子 智 美 

塩 田 剛 志 

季 武 雅 子 

藤 崎 雅 高 

第 1 本件規程 1 3 条が支給法 2 条 1 項 5 号及び本件省令 1 条 1 項 2 号ハの委任の範囲内であること	3
1 原告らの主張の要旨	3
2 原告らの主張は前提を誤るものであり, 失当であること	3
第 2 原告らの主張は, 被告の主張を曲解し, 殊更誤解を誘おうとするものであり失当であること	5
1 被告の主張は, 民族教育を行うこと等を教育基本法 1 6 条 1 項の「不当な支配」と評価するものではないこと	5
2 被告の主張は, 支給対象外国人学校の指定に係る文部科学大臣の広範な裁量を理由として, 本件規程 1 3 条の適合性判断において教育基本法 1 6 条 1 項を読み込むものではないこと	6
3 被告は, 昭和 5 1 年最高裁判決について民族教育の否定や教育の画一化につなげる解釈をしていないこと	7
4 本件において裁量権に基づく判断の適否をいうにあたり, 最高裁平成 1 8 年 2 月 7 日第三小法廷判決を引用することは誤りであること	8
5 本件規程 1 3 条適合性判断における「不当な支配」の有無は, 政權交代直後から問題とされたものではないこと	9
6 立入検査に関する原告らの主張が失当であること	10
7 国民の理解に関する原告らの主張が失当であること	11
8 本件省令改正に係る行政文書に関する原告らの主張が失当であること	12
9 原告らの不当な支配に関する主張が失当であること	13
第 3 求釈明 (原告準備書面 (21) 第 4 の 7 (2) ・ 1 9 ページ) について	14
第 4 被告の今後の主張立証予定	15

原告らの2017（平成29年）5月23日付け準備書面(21)（以下「原告準備書面(21)」という。）における主張は、従前の主張の繰り返しであり、被告は、これまでこれら主張に対し詳細に反論してきたところである。しかしながら、原告準備書面(21)における原告らの主張には、被告の主張を曲解し、殊更に誤解を誘うものがあるため、被告は、本準備書面において、それらの点について、必要と認める範囲で反論した上（第1及び第2）、原告ら求釈明に回答する（第3）。また、大阪地方裁判所平成25年（行ウ）第14号高等学校等就学支授金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決（以下「大阪地裁判決」という。甲第160号証）を踏まえ、被告の今後の主張立証予定について述べる（第4）。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

## 第1 本件規程13条が支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの委任の範囲内であること

### 1 原告らの主張の要旨

原告らは、国民健康保険法45条や介護保険法48条4項が「無償化法と同じ代理受領の仕組となっている」として、「国民健康保険法及び介護保険法において、『確実に充当されること』を要件としていないし、弁済に確実に充当されない『おそれ』や『懸念』をもって、保健医療機関等又は、指定施設サードス等から排除する条項を設けていない」ことを理由に、被告の主張が支給法の解釈を誤るものであり、また、本件規程13条が支給法に違反するものであると主張する（原告準備書面(21)第5の3・23ページ）。

### 2 原告らの主張は前提を誤るものであり、失当であること

(1) しかしながら、国民健康保険法は、同法36条において、「市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う」と規定し、同条各号において、各「療養の給付」を規定しており、保

険者たる市町村及び組合が、療養の給付を行う主体となっている。その上で、同法４５条が、保険者たる市町村及び組合は、「療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し市町村又は組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（括弧内省略）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする」と規定し、国民健康保険の療養の給付を担当した保険医療機関等に対して、被保険者の一部負担金に相当する額を控除した費用を支払うこととしている。すなわち、国民健康保険法４５条に基づき保険医療機関等への費用の支払は、単に保険者たる市町村及び組合が行うこととされている療養の給付に係る費用の支払であって、被保険者が受給する権利を有する金銭を保険医療機関等が被保険者に代わって受領し、保健医療機関等の有する債権の弁済に充てるものではない。

また、介護保険法は、同法４８条１項において、「市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（括弧内省略）について、施設介護サービス費を支給する。」と規定した上で、同条４項において、「要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービスを受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる」(注：傍点は引用者)と規定する。すなわち、介護保険法は、介護保険施設から既にサービスを受けその費用が発生している場合の規定であり、要介護被保険者に対して支給することを原則としつつ、介護保険施設に対しても支払うことができるとしているのであって、受給権者に代わって施設側が代理受領

し、債権の弁済に充てると規定しているものではない。

(2) このように、国民健康保険法や介護保険法における市町村等からの費用の支払と支給法に基づく就学支援金の支給は、制度も趣旨も全く異なるものであるから、国民健康保険法や介護保険法において、「確実に充当されること」が要件とされていないとか、弁済に確実に充当されない「おそれ」や「懸念」をもってサービスから排除される条項はないなどとして、本件規程が違法であるとする主張は、前提を誤るものであり、失当というほかない。

## 第2 原告らの主張は、被告の主張を曲解し、殊更誤解を誘おうとするものであり失当であること

1 被告の主張は、民族教育を行うこと等を教育基本法16条1項の「不当な支配」と評価するものではないこと

### (1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「朝鮮高校が、自民族とのつながりを保ちながら学校運営を行い、民族教育を行っていることは、まさに民族自決権（自決原則）の追求であるから、被告がこれを『不当な支配』と評価することは、民族自決権（自決原則）への介入であり、否定である」などとして、あたかも被告が、民族教育そのものを不当な支配と評価しているかのように主張する（原告準備書面(21)第6の1(2)・25ページ）。

### (2) 原告らの主張が誤りであること

しかしながら、被告第4準備書面第3の1(2)（11ページ以下）等で述べたとおり、被告は、朝鮮高級学校が、単に本国や一定の団体と関係があることや、民族教育を行っていることをもって、教育基本法16条1項の「不当な支配」に当たると主張しているものではない。これまで繰り返し述べているとおり、本件については、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総連とは、単に一定の関係があるというにとどまらず、正に就学支援金の支給要件であ

る法令に基づく学校の運営が適正に行われていないと疑われる事情や、朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する用途に用いられると疑われる事情等があったため、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとの判断に至ったものであり、民族教育云々を理由に「不当な支配」があるとしているものではない。

したがって、原告らの主張は、被告の主張を曲解するものであり、失当である。

2 被告の主張は、支給対象外国人学校の指定に係る文部科学大臣の広範な裁量を理由として、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むものではないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「被告は、給付処分であり広範な裁量があることを、規程13条に『不当な支配』を読み込む根拠としているようであるが、論理的な必然性は何ら存しない」と主張する（原告準備書面(21)第6の1(3)ア・25ページ）。

(2) 被告の主張は、支給対象外国人学校の指定に係る文部科学大臣の広範な裁量を理由として、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むものではないこと

被告第8準備書面第3の1(2)イ(14及び15ページ)等で述べたように、本件規程13条は、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る償権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」と規定しているところ、教育基本法は、教育の基本理念を定めた法であり、他の全ての教育関係法規の基本法たる性格をもち、全ての教育関係法規は教育基本法に制定された基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきものであること（同法18条参照）、昭和51年最高裁判決における判示内容に照らせば、本件規程13条がいう「法令」に教

育基本法が含まれないとする理由はないことから、被告は、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮することは当然であると主張しているのである。

なお、被告は、本件規程13条の「法令に基づき学校が適正に行われなければならない」との要件を充足するか否かの検討のための一要素として、教育基本法16条1項が規定する「不当な支配」の有無を問題としているのであり、「不当な支配」のみを探り上げて要件充足性を問題としているのではないことについては、これまで主張したとおりである。

以上のとおりであるから、原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであり、失当である。

### 3 被告は、昭和51年最高裁判決について民族教育の否定や教育の画一化になげ解を解釈をしていないこと

#### (1) 原告らの主張の要旨

原告らは、被告が引用した昭和51年最高裁判決について、「立法者意思を当てはめて解釈するならば、かえって、行政による民族教育の否定や、教育の画一化につながるような解釈は否定されるべきであると言える」などと主張する（原告準備書面(21)第6の2(2)・28ページ）。

#### (2) 昭和51年最高裁判決に係る被告の主張は、民族教育の否定や教育の画一化になげ解のものではないこと

しかしながら、被告は、原告らがいうような「行政による民族教育の否定や、教育の画一化につながるような解釈」などしていない。被告は、昭和51年最高裁判決が「教基法（引用者注：教育基本法）は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目的として制定された諸立法の

中で中心的地位を占める法律であり、(中略)一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないといふべきである。」(傍点は引用者)と判示していることなどから、教育基本法16条1項は、外国人学校に対する就学支援金の支給要件充足性を検討する上で考慮すべきで、本件規程13条の「法令」には、当然に教育基本法16条1項が含まれると主張しているのである。結局のところ、原告らは、本件規程13条適合性判断に当たり、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を考慮要素とされることにより、朝鮮総聯による「不当な支配」が表面化し、本件規程13条適合性が否定されることになることから、被告の主張を「行政による民族教育の否定や、教育の画一化につながるような解釈」などと曲解しているにすぎず、失当であるというほかない。

4 本件において裁量権に基づく判断の適否をいうに当たり、最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決を引用することは誤りであること

(1) 原告らは、最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決・民集60巻2号401ページ(以下「平成18年最高裁判決」という。)を引用し、「裁量権に基づく判断の適法性を判断するにあたり、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くことがないかを検討し、その判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用となる」などと主張する(原告準備書面(21)第6の2(2)・29ページ)。

(2) 本件において、平成18年最高裁判決を引用して裁量判断の適法性を論じる原告らの主張は誤りであること

原告らは、本件不指定処分が政治外交上の理由という他事考慮によってされたか否かを問題とするところ、かかる原告らの主張は、裁量処分に対する司法判断において、判断要素の選択や判断過程の合理性欠如に着目した判断過程統制手法が採られていることを前提に、本件についても当然にこれが妥



当するものと解するものようであるが、これが誤りであることは、平成29年7月14日付け被告第9準備書面(以下「被告第9準備書面」という。)第1の2(2ないし5ページ)でも述べたとおりである。

すなわち、本件規程13条の要件充足性が争われている本件においては、種々の利益や事情、知見等を総合的に考慮し、その判断要素の選択や重み付けをもの確に判断しながら、専門技術的裁量に基づき処分要件を解釈適用するといった、一般的な裁量処分に求められる判断過程がそもそも存在しないのであって、処分行政庁としては、本件規程13条所定の要件該当性に関する具体的事実を証拠に基づき端的に認定判断するほかないものである。その過程において、他の政治外交的な配慮を介在させる余地はないし、また、裁判所においても、端的に、処分当時に存在した事実を認定し、これを基に、九州朝鮮中高級学校が処分時点において本件規程13条の要件を充足していたか否かを事後的かつ客観的に判断すれば足り、他の外交的、政治的配慮の有無を認定判断する必要はないものである。

したがって、本件不指定処分の適否の判断に当たって、原告らがいうような「政治外交目的」などという要素を探り上げる余地はないから、平成18年最高裁判決を引用して裁量判断の適否を論じる原告らの主張が誤っていることは明らかである。

- 5 本件規程13条適合性判断における「不当な支配」の有無は、政権交代直後から問題とされたものではないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「政権交代直後に、無償化法の制定過程では問題とされたこともなかった『不当な支配』の有無に関する事情を問題とし、審査会の最終意見を聞くこともなく、本件不指定処分を下したものである」と主張し、あたかも、政権交代を契機として、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無が問題とされるようになったかのように主張する(原告準備書面(21)第6

の2(2)ウ・29ページ)。

(2) 原告らの主張は誤りであること

これまで繰り返し述べたとおり，九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校については，各報道や公安調査庁等の見解など，本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情が多数あったため，これらの真偽について各朝鮮高級学校側に照会するなどして審査を継続していた。かかる審査は，「不当な支配」の有無も含めた本件規程適合性の審査であって，平成24年12月の衆議院議員総選挙により政権が交代する前から継続していたものである。そして，かかる審査を継続した結果，各疑念を払拭できず，これ以上審査を継続したところで本件規程13条適合性を判断することは困難であるとの客観的状況に至っていたのである。このことは，政権交代前から朝鮮高級学校についての審査業務に従事していた文部科学省の担当職員の証言からも明らかであるし(乙第77号証3ページ以下)，平成24年3月26日に実施された第6回の審査会でも「法令に基づく学校運営が適正になされているかどうか」という基準で，問題になるのが，教育基本法第2条第5号の教育の目標と，第16条の不当な支配の禁止に違反しないかどうか。学校と総連の間に一定の関係があるとしても，それが本当に教育基本法違反か否かが，審査における重要な判断基準になる」とされている(乙第6号証の3)ことから明らかである。

したがって，「政権交代直後に…『不当な支配』の有無に関する事情を問題とし」などとして，本件不指定処分が違法であるとする原告らの主張は，誤りであることが明らかである。

6 立入検査に関する原告らの主張が失当であること

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは，被告が「強制的な立入検査の権限がなく，審査に限界があること」を『問題のある仕組み』と述べているとし，「立入権限のないことを根

拠として規則ハ号の削除を正当化することはできない」などと主張する（原告準備書面(21)第6の3(2)・31及び32ページ）。

(2) 原告らの主張が失当であること

しかしながら、被告は、立入り権限がないことを理由にハ規定の削除が正当化されるなどは主張していない。被告第1準備書面第5の3（32ページ以下）等で詳細に述べたように、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情が多数あったにもかかわらず、このような疑念を払拭する手段、方法がなく、それゆえ本件規程13条適合性を判断できないことが問題であると主張したのである。そして、適合性を判断できないような問題のある規定をそのまま放置せず、これを削除する省令改正を行うことが裁量の範囲を逸脱するものではなく、当然許されることはこれまでも述べたとおりである。

したがって、原告らの主張は、被告の主張を曲解するものであり、失当である。

7 国民の理解に関する原告らの主張が失当であること

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、『国民の理解』や、『国民の租税負担』は、本件不指定処分の合理的理由にはならず、『国民の理解』は不指定理由となり得ない」などと、あたかも「国民の理解」が本件不指定処分の理由であるかのように主張する（原告準備書面(21)第9の2・37及び38ページ）。

(2) 原告らの主張が失当であること

しかしながら、これまで繰り返し述べてきたとおり、本件不指定処分の理由は、九州朝鮮中高級学校が本件省令1条1項2号ハの指定の基準である本件規程13条に適合するものとは認めらるに至らなかったこと及び本件省令1条1項2号ハを削除したことであって（乙第36号証）、本件不指定処分は、本件規程を離れて「国民の理解」を理由に行われたものではない。被告第5

準備書面第3の4（29及び30ページ）等で述べたとおり、支給法は、高等学校等が、その進学率が約98パーセントに達する国民的な教育機関になっていること等社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという国民的要請に基づき制定されたものであり（乙第1号証・3ページ）、その財源も、国民の租税であって、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、国民全体に経済的負担を課すことを前提とした制度となっていることから、国民の理解という観点は、支給法の制定経緯、趣旨、財源等に組み込まれていることを主張しているのである（被告第5準備書面第3の4・29及び30ページ）。

したがって、本件不指定処分は、本件規程を離れて国民の理解を理由に行われたものではなく、原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであり、失当である。

## 8 本件省令改正に係る行政文書に関する原告らの主張が失当であること

### (1) 原告らの主張の要旨

原告らは、本件省令改正の理由に関して「何らかの行政文書が残存しているはずであるが、結局のところ、被告が本訴訟において提出するのは乙71と乙72のみなのである」として、「ここに省令改正の理由が示されていない以上、政治的・外交的観点から他の理由なく結論ありきで決定されたと考えられる他ない」と主張する（原告準備書面(21)第9の3・39ページ）。

### (2) 本件省令改正に係る行政文書に関する原告らの主張が誤りであること

しかしながら、そもそも、乙第71号証及び第72号証に省令改正の理由が示されていないことで、何故に本件省令改正及び本件不指定処分が政治的・外交的観点から行われたものということになるのか、原告らの主張は、その論旨が不明といわざるを得ない。

また、ハ規定を削除する本件省令改正が、支給法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法となるか否かは、授權法の文理、趣旨、目的等から判断され

るべきことであり、所管大臣の主観は問題となり得ない。原告らは、本件省令改正が、「外交的政治的観点から他の理由なく結論ありきで決定されたと考える他ない」などと主張するが、かかる主張は、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱するか否かとは無関係な事情を殊更採り上げるものであり、誤りであることが明らかである。この点については、原告らから、大阪地裁判決（甲第160号証）が提出されたことを踏まえ、後に詳細に主張することとする。

## 9 原告らの不当な支配に関する主張が失当であること

### (1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「結局『どのような関係であれば不当な支配になるのか?』については論点をボヤカシ続けている」などとした上、「修学支援室や審査会における議論で、朝鮮高校の教育現場の自主性が全く害されていないことが明らかになっている」などと主張する（原告準備書面(21)第9の5・40ページ）。

### (2) 原告らの不当な支配に関する主張が失当であること

ア しかしながら、被告は、既に、不当な支配の有無を含む本件規程13条適合性について、被告第1準備書面第5の1（29ページ以下）、被告第4準備書面第2の1（4ページ以下）、同書面第3の1及び2（11及び12ページ）、被告第6準備書面第1の1及び2（5ページ以下）、被告第8準備書面第5の2（28ページ以下）等で繰り返し述べたところである。そもそも、被告は、本件不指定処分において、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかったと主張しているのであって、本件規程13条の規定を離れて、朝鮮高級学校が教育基本法16条1項が定める「不当な支配」を受けていることを本件不指定処分の理由とするものではない（被告第8準備書面第5の2(2)・イ(7)〇・35及び36ページ）。

イ また、原告らが「指定・不指定に向けた文部科学省の修学支援室や審査会における議論で、朝鮮高校の教育現場の自主性が全く害されていないことが明らかになっている」などとして、あたかも九州朝鮮中高級学校において、本件規程13条適合性が問題なく認められるかのように主張する点については、何をどのように評価するとこのような主張になるのか理解に苦しむところである。

これまで繰り返し述べてきたとおり、支援室から照会された事項に対する九州朝鮮中高級学校の回答内容は、北朝鮮や朝鮮総聯による影響力を否定するような記載がある一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯傘下の団体と関係があるような矛盾する回答もされ、また、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言、朝鮮総聯のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮側及び朝鮮総聯側の報道機関からの各新聞報道、団体からの申入書等から適正な学校運営が行われていないと疑われる事情等が認められる状況となっていた。審査会においても、「いくら確認しても、すつきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」などの意見が出されていたし、文部科学省における所管部署の職員としても、審査に限界があり、これ以上審査を継続しても本件規程13条適合性の判断をすることは困難との認識を有していたのである（乙第77号証4ないし10ページ）。

ウ したがって、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮中高級学校については、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情が多数あったのであるから、指定・不指定に向けた文部科学省の修学支援室や審査会における議論で、朝鮮高校の教育現場の自主性が全く害されていないことが明らかになっているとの原告の主張は理由がなく誤りである。

### 第3 求釈明 (原告準備書面(21)第4の7(2)・19ページ) について

上記原告らの求釈明は、請求原因といかなる関係を有するのか判然としないから、本来的に回答の要はないものと思料されるが、被告は、本件の審理を促進する観点から、以下のとおり回答する。

- 1 提出意見を考慮した結果の理由については、意見公募手続文書(乙第71号証)6枚目の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について」と題する文書の「主な意見の概要」に対する「文部科学省の考え方」(同7枚目以下)において、公示されている。
- 2 行政手続法43条1項4号の「理由」とは、提出意見を命令等に反映させたかさせなかつたかについての理由であり、命令等を制定したこと自体への理由ではない。したがって、「審査に限界があり、他に規則ハ号に基づく申請をする学校も存在しなかつたため」という本件省令改正の理由はここでは公示されていない。

### 第4 被告の今後の主張立証予定

大阪地裁判決は、大阪朝鮮学園が支給法に基づき支給対象外国人学校の申請に対する不指定処分取消し及び指定の義務付けを求めた事案について、①ハ規定の削除は、支給法の委任の趣旨を逸脱しているから違法、無効である、②本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情があるとは認められないというべきであるから、大阪朝鮮高級学校は本件規程13条の要件を満たすというべきであるなどとして、大阪朝鮮学園の請求を認容する判決を言い渡した。大阪地裁判決の判断には多くの誤りがあり、今般、国は、大阪地裁判決について控訴したところである。本件訴訟では、原告らから大阪地裁判決が証拠提出されているから(甲第160号証)、被告は、大阪地裁判決の多くの誤りを

正すために上記控訴審において予定している法的主張，本件規程13条適合性についてのあるべき判断枠組み，同判断枠組みに従った各朝鮮高級学校における教育内容，朝鮮総聯の性質，朝鮮総聯と各朝鮮高級学校の関係，本件規程13条適合性に疑念を生じさせる事情等についての追加証拠による主張立証を本件でも行い，被告国の主張及び立証に遺漏なきを期す予定である。

以上



## 略称語句使用一覧表

2017/9/7

用語	略 号	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (甲第1号証)	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 (文部科学省令第13号。甲第3号証)	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づき指定に関する規程 (甲第4号証)	本件規程	答弁書	4
本件法人が, 本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類 (甲第12号証, 乙第1号証)	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (文部科学省令第3号)	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が, 平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定処分を行ったこと (甲第13号証)	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が, 文部科学大臣に対し, 本件省令14条1項に基づき, 本件省令1条1項2号ハに基づき指定を受けるとの申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

## 略称語句使用一覧表

2017/9/7

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総聯合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

## 略称語句使用一覧表

2017/9/7

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員 の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

## 略称語句使用一覧表

2017/9/7

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
原告らの2016年6月1日付け準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件に関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28

## 略称語句使用一覧表

2017/9/7

安達和志氏作成の2016年5月20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宣氏作成の2016年9月22日付け「朝鮮高校生就学支援金差別事件に関する意見書―無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性―」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覧」という表題の文書	決裁・供覧	第8準備書面	60
原告らの2017(平成29)年4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2
原告らの2017(平成29)年6月12日付け求釈明申立書	求釈明申立書(3)	第9準備書面	2
原告らの2017(平成29)年5月23日付け準備書面(21)	原告準備書面(21)	第10準備書面	3
大阪地方裁判所平成25年(行ウ)第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決	大阪地裁判決	第10準備書面	3
最高裁判所平成18年2月7日第3小法廷判決	平成18年最高裁判決	第10準備書面	8
平成29年7月14日付け被告第9準備書面	被告第9準備書面	第10準備書面	9